

四日市市告示第141号

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱
 四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱（平成30年四日市市告示第218号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、告示の日から施行する。 (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、告示の日から施行する。 (有効期限)</p> <p>この要綱は、<u>平成33年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>

改正後		
別表第1（第3条、第4条、第9条関係） 交付対象資格一覧		
公益財団法人 日本体育協会	競技別指導者	<u>スタートコーチ</u>
		<u>コーチ1</u>
		<u>コーチ2</u>
		<u>コーチ3</u>
		<u>コーチ4</u>
	<u>コーチングアシスタント</u>	
	<u>スタートコーチ（スポーツ少年団）</u>	
	スポーツドクター	
(略)		
公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	マネジメント指導者	(略)
	障がい者 スポーツ指導者	(略)
	(略)	

改正前
別表第1（第3条、第4条、第9条関係） 交付対象資格一覧

公益財団法人 日本体育協会	競技別指導者	<u>指導員</u>
		<u>上級指導員</u>
		<u>コーチ</u>
		<u>上級コーチ</u>
	スポーツドクター (略)	
	マネジメント指導者	(略)
<u>スポーツ少年団</u>	有資格者	<u>認定員</u>
		<u>認定育成員</u>
公益財団法人 日本障がい者スポーツ 協会	障がい者 スポーツ指導者	(略)
	(略)	

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付申請書

スポーツ指導者資格取得助成金の支給を受けたいので、四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

記

1. 取得を希望する資格の名称

2. 申請金額（※上限1万円） 金 円

3. 添付書類

- (1) 要項等受講内容がわかるもの
- (2) 受講申込書（記載済み）の写し
- (3) その他

《申請内訳》

	内 容	金 額
経 費①		円
経 費②		円
経 費③		円
経費の1/2	(①+②+③) × 1/2 =	円

第 3 号様式及び第 4 号様式を次のように改める。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金実績報告書

年 月 日付けスポ第 号で交付決定通知を受けた助成金について、
四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成の対象となる資格
- 2 添付書類
 - (1) 講習会等の受講料に関する領収書等の写し
 - (2) その他

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長 様

申請者

住 所

氏 名

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金事業請求書

年 月 日付けスポ第 号で交付決定通知を受けた助成金について、四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

・請求金額 金 円

【振込先】

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、告示の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)